

戦後日本の労働政治

新川, 敏光
北海道大学大学院法学研究科 : 教授

<https://doi.org/10.15017/2203034>

出版情報 : 韓国研究センター年報. 1, pp.9-13, 2001-03-15. Research Center for Korean Studies,
Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

戦後日本の労働政治

新川 敏光 (北海道大学大学院法学研究科 教授)

I 民主的階級闘争パラダイム

最初に、労働政治を理解するためのパラダイムについて考えてみましょう。もっとも代表的なものとしては、いうまでもなくマルクスが『共産党宣言』の中で端的に示した階級闘争観がある。この考えは、歴史の原動力として、つまり歴史貫通的に階級闘争なるものを想定し、千年王国に入る最後の段階として資本主義社会における労資の階級闘争を位置付ける。さらに階級対立というものを搾取関係と捉えて、非妥協的なものと捉える。ゲーム論的にいえば、ゼロ・サムとして捉える。そこでは労働者は搾取の結果、どんどん窮乏化する。かれらは1つの対自的階級として団結し、資本主義社会を転覆する、すなわち社会主義革命を遂行することによってのみ、自らを解放できるということになる。

これに対して、どうもそうではないのではないか、資本主義社会の下でも賃上げや労働条件の改善は可能であるという考えが、ベルンシュタインによって提起された。^{*1} ベルンシュタインの考えは、ドイツ社民の中ではあまり評判が良くなかったのは周知の通りですが、第2次世界大戦後、先進諸国で共通に見られた労資和解体制というものを説明する枠組みは、基本的に彼に多くを負っている。この枠組みをここでは、ロッキン＝リップセットに倣って、「民主的階級闘争」観と呼びますが、たとえばダーレンドルフやギデンズも実証性は乏しいのですが、やはり同じような議論を展開しています。^{*2}

民主的な階級闘争観の場合、資本主義（産業）社会における基本的な分岐、対立の源泉として階級関係をみなす点では、マルクスと一致している。しかしマルクスの歴史観は共有していないし、さらに対立を非妥協的なもの、ゼロ・サムのものとして捉えることはしない。階級対立がノン・ゼロサムになるかゼロ・サムになるかは、条件依存的なものです。

その条件として、第1に指摘しなければならないのは、

民主主義的政治枠組みです。マルクス主義的に捉えれば、政治は経済に直接的に規定されている、つまり生産におけるブルジョアジーの支配は政治的にも貫徹しているわけで、民主主義というのはこうしたブルジョアジーの支配を覆い隠そうとする隠れ蓑に過ぎなくなる。しかしベルンシュタインは、民主主義政治の可能性というものをより積極的に評価した。換言すれば、政治の経済からの相対的独立性を見出した。生産点では、労働者は自らの労働を商品として売るしかない弱い存在です。しかし民主主義政治においては資産格差にかかわらず、1人1票が与えられる、つまり経済的には弱者に過ぎない労働者といえども団結することによって政治的影響力を強めることができる。したがって生産点における直接的な闘争ではなく、紛争の場を政治的アリーナにシフトして、そこで経済的な問題を解決しようというのが、民主的階級闘争の基本的な戦略です。

第2の条件として重要なのは、産業主義の発展にともなう「豊かな社会」の到来です。経済的な富をとまなう労働者も「ブルジョア化」することが可能になると考えられた。簡単に言えば、経済的なパイの拡大が労働者の取り分を大きくすることを可能にしたという議論です。^{*3} これは1950年代から60年代に盛んであった「イデオロギーの終焉」論や近代化論に見られた前提です。これを洗練させた形で提出したのが、フォーディズム論です。マクロに言えば、帝国主義的に外部の侵略ではなく、内部的に資本主義的蓄積を可能にするためには、労働者を生産過程だけではなく消費過程へも包摂することが必要になる。つまり労働者のブルジョア化というのは、偶然的なものではなく、資本主義の発展として必要なものであったということになります。^{*4}

第3の条件が、ケインズ主義です。これによってイデオロギー的に政治の経済への介入が、緊急避難ではな

く常態として正当化されたといえる。ケインズ主義の影響によって、完全雇用、さらには再分配を目的とした政治の役割が飛躍的に拡大したわけです。

おおざっぱに言って、民主主義的な階級闘争は、以上3つの条件の下に成立した。これら3つは「戦後和解体制」というものの根っこにあるとっていいかと思えます。ただし民主主義的な階級闘争といっても、各国の歴史や社会構造に規定された権力資源動員状態によって、大きく異なる。このパラダイムを突き詰めたといえるのが、北欧型社会民主主義だと思います。スウェーデンなどをみると、強力な組織労働と社民勢力が形成され、資本蓄積はこれを前提とした形で進めるしかなかった。同一労働同一賃金、積極的労働市場政策、福祉国家政策というものは、単に資本主義の負の効果を軽減するだけではなく、スウェーデン経済の発展に役立った。つまり福祉国家といっても、それは資本蓄積戦略としてリーズナブルなものであった点は忘れてはならないと思います。

これに対して、アメリカなどではそもそも集団主義的な価値が弱く、自由主義的な契約観が強い。しかも労働組合の力は弱かったわけで、フォーディズムの下での労資和解は社会民主主義的なものに発展しなかった。むしろ自由主義的、市場主義的な個人の能力というものを重視した形で労働のブルジョア化が進められた。国家を通じてではなく、企業レベルで労働条件の改善や付加給付がなされる。アメリカは今日でも健康保険がなく、企業レベルでカバーしています。

自由主義と社会民主主義のほかに、保守主義的なヴァリエーションがある。これはヨーロッパ大陸の国々、とりわけドイツがその典型ですが、そこでは集団主義を採っているんですが、それは社会主義的な集団主義よりは小さな単位での集団主義です。つまり社会的再分配というよりは、職域集団ごとに賃金や社会保障を行う。さらに賃金や保障の単位は家族です。ドイツの場合、社会民主主義的な要素も加わりますし、スウェーデンにしろアメリカにしろ、こうした保守主義的な原理が全く見られなかったわけでない。その意味では、ここでは無理論理念型としてお話ししていることは言うまでもありません。

II 戦後日本の労働政治と企業主義

では日本の労働政治は、どのように位置付けられるか。まず戦後民主主義によって、民主的階級闘争の政治的枠組みはできあがったとってよい。労働権が整備され、1949年には日本の労働組合組織率は、55%に達します。また戦後直後をみれば、戦前の経営者が公職追放で姿を消し、修正資本主義を唱える若手経営者が台頭した。こうした条件は一見、社会民主主義的な労使和解体制への経路を示していますが、戦後直後の労働運動は敗戦後の混乱の中でラディカリズムが強く、修正資本主義路線による労使和解路線は挫折します。

その後、経営者の中では日経連に代表される自由主義、「経営権の確立」と「労働の規律」を求める声が大きくなります。民間におけるラディカリズムは、ドッジ不況による企業整備、指名解雇、さらにこうした自由主義的攻勢によって50年代末までには姿を消します。1955年には、日本生産性本部が設立され、そこで労資協調による経済再建の方向が示され、生産性向上と労働者への適正な成果配分が謳われた。つまりフォーディズム原則が採用された。こうした原則を制度的に保障することになったのが、やはりこの年に実質的にスタートした、賃上げの場としての春闘です。春闘は、1950年共産党主導のラディカリズムに反対する民主化同盟を基盤として生まれた労組の全国組織ですが、サンフランシスコ講和条約、冷戦の深まりの中で、自らがラディカルになっていく。その際、決定的な役割を果たしたのが、公共部門の労組です。かれらは1947年マッカーサー指令によって争議権を奪われ、またその代償として与えられた人事院勧告を政府が守らないということもあって、対決姿勢を強めていく。春闘はこのようなラディカルな総評によって生み出されたのですが、皮肉なことに総評の民間におけるラディカルな組合が50年代にはほぼ全滅し、しかも公共部門の組合は団体交渉権に制限があり、争議権は奪われているわけですから、春闘の本来の担い手ではなり得なくなります。結局春闘は、労資協調を唱える組合が実質的に引っ張ることになります。

そこで問題は労資協調路線に参加した組合はどのような組合であったかということになりますが、それは

社会民主主義的な勢力ではなかった。総評のラディカリズムに反発して、同盟（全労）が生まれますが、その結成にあたっての趣意書等を読むと明らかに社会民主主義を目指していた。それはそうなのですが、50年代に台頭してきた労働運動はこうした社会民主主義的なヘゲモニー下になかった。50年代の労資対立の中で、そもそも産業別労働組合運動、企業横断的な連帯というものが駆逐されていきます。もともと戦後、日本の労働組合は企業別単位に形成されていったのですが、この時代これを超えようとする動きが経営側によって否定され、企業別労組がいわば自覚的に選ばなおされることとなります。そこでは企業の繁栄こそ労働の利益の不可欠の条件であるという考えが強まります。こうした新しい流れが生まれたのは、まず自動車産業です。日産労組を中心として産業別労働組合運動は経営側の強い圧力によって挫折し、その後企業主義的労組が生まれる。そしてこうした企業主義的な労組によって1964年、IMF-JCが設立される。これは自動車、造船、電機などの日本の高度経済成長を担った金属産業の労働組合が集ったもので、非常に戦略的に重要な位置を占める。彼らは、実質的に1960年代後半から春闘をリードするようになります。

この企業主義というのは、アメリカの自由主義と似ている点がある。日本でも企業ごとの賃上げや付加給付が重要なわけです。ただアメリカのように市場型個人主義が徹底していたわけではなくて、公的な社会保障制度も小さいながらも整備されていきます。1960年前後には相次いで国民皆保険皆年金制度が実現する。自営や失業者は国民健康保険や国民年金に加入することができる。無論、給付やサービス水準は、ヨーロッパで生まれた福祉国家に比べて劣るのですが。

また雇用契約をみても、アメリカのように外部市場における個人の能力・技能を評価することがほとんど重視されなかった。市場の個人の技量以外の要素（学歴や人柄など）が重視された。技能はむしろ、内部労働市場の中で鍛えられる（OJTなど）。むしろこれらの違いはあくまで相対的なもので、絶対的ではないといえますが、しかし企業が雇用者とその家族を丸ごと抱える日本のシステムは、明らかに自由主義的というよ

りは保守主義的なものです。また年功制家族給や職域ごとの分立型社会保険制度もまた明らかに保守主義的なものです。そしてこうした保守主義を束ねる要に企業があるわけです。

このようにわが国の戦後労使和解は民間と公共部門における労働の分裂・対立を所与とし、民間では企業ごとに労働が分断吸収される形で実現し、公共部門ではそもそも労使和解が実現されなかった。こうした不完全な労資和解体制が1970年代中盤まで続きます。それが高度経済成長の終焉によって流動化していくこととなります。^{*5}

Ⅲ 労働戦線の統一とコーポラティズム化

1973年の石油危機をきっかけに「栄光の30年」といわれたフォーティズムの繁栄は終焉しますが、日本においても実質経済成長が10%を超えた高度経済成長の時代が終わりを告げます。企業は新規雇用を抑制し、内部的な余剰労働力を配置転換、出向、転籍、さらには場合によってはレイ・オフによって削ぎ落とすことを余儀なくされます。これによって大企業においても終身雇用、年功制賃金の慣行は揺らぐこととなりますが、1980年代半ばまでは、皮肉なことに企業主義が強化されていったという面があります。なぜなら企業主義的労組は経営とパースペクティブを共有しますから、企業経営の危機に対して、余剰労働力の削ぎ落としに積極的に加担し、第二労務部化を進める。労組は経営側と協力して、企業福祉の見直しや、退職金制度、退職年齢の見直しなども行います。

また余剰労働力の削減は正規雇用の精鋭化を促しますから、「生き残った」者たちの間では「選ばれたもの」としての企業への忠誠心、一体感が高まる。また余剰労働力についても、解雇といったストレートな形ではできるだけ避け、内部労働市場、あるいは系列間での中間労働市場の活用によって、これを吸収した。こうした手法によって企業の家族主義神話は維持されたといえます。

とはいえ、高度経済成長が終わると、雇用保障を企業単位で維持するのは困難になった。産業構造の転換

にともなう失業に対しては、政府の対応が必要になる。したがって企業主義的労組の間でも、団結して政治的影響力を行使する必要性が前以上に認められるようになった。これが1970年代中葉に始まる労働戦線統一運動です。そこには労資が協力して、さらに政府との協議によって、産業構造の転換と雇用の問題に対処すべきだという考えがあった。つまり労働戦線統一運動は、一種のコーポラティズムを目指していたといえます。

こうした動きの大きな誘引となったのは、総評のラディカリズムの決定的な破綻です。1975年春闘において総評は大幅賃上げを求め、自粛を求める政府、経営陣、これに呼応した同盟、IMF-JCと真っ向から対立しますが、結果としては敗れる。さらに秋には公労協がスト権奪還を目指した違法ストを行います。これが世論や民間労組の支持を得られず、政府から何の譲歩を勝ち得ることなく中止せざるを得なくなった。この2つの敗北の後、公労協の求心力は弱まり、それにともない総評は徐々に穏健化していきます。決定的であったのが、1980年代中葉における民营化です。最も強力な左派労組であった国労が、国鉄分割民营化によって、壊滅的な打撃を受ける。これによって総評のラディカリズムは最終的に葬り去られた。結果として、労働戦線統一は大きく前進し、1987年には民間連合が、89年には公共部門労組を含む連合が誕生します。

ではこれによって、わが国のコーポラティズムは実現されたのでしょうか。否といわざるを得ません。確かに労働戦線は統一された。しかし労働組合の権力基盤はこの間弱くなっていく一方でした。1975年からわが国の労働組合組織率は低下の一途をたどり、今日ではかろうじて20%ラインを保っているに過ぎません。これは、70年代中葉以来労組が協力してリストラを進めてきた結果ともいえますから、何とも皮肉です。正規雇用の精鋭化は周辺労働力の増加をもたらしますが、彼らの間での労働組合組織率は非常に低いのです。そもそもわが国の場合、強力な組織労働があって、コーポラティズムに向かったのではなく、コーポラティズム化の過程は強力な組織労働を作り上げる手段でもあったわけですが、結局連合は強力な組織労働を設けることに失敗しています。

これは、組織率だけの問題ではありません。たとえば連合内における旧総評系と同盟系、IMF-JC系との見解の相違は解消されず、組織としての凝集力が弱い。政治的見解については、依然統一的な方針を出せないような状態にあります。また政府審議会への労働代表をコーポラティズムへの指標に使えるかといえ、現在の審議会での労働代表というのは政策的には全く影響力をもたないものであることは、現連合会長鷲尾悦也氏も私のインタビューで認めたところです。結局十分なバーゲニング・パワーをもたずに、政府の施策に協力していくということは、単に取り込まれる (co-opted) 結果に終わる危険が高いといえます。たとえばコーポラティズム的な社会契約においては、賃金自粛の見かえりとして政府の社会的給付・サービスの強化が期待されますが、わが国の場合賃金自粛の間、日本型福祉社会論によって社会保障や福祉サービスはカットされる方向にありました。

さらに重大な問題として、連合がその代表となる政党をもつことに失敗したということが指摘されます。かつて社会党は総評政治部といわれるほど、総評の影響力下であり、また民社党は同盟を支持母体としていました。労働戦線統一の過程で、労組 (とりわけ総評系) は「社民結集」を呼びかけ、政党レベルにおける統一、すなわち社会党と民社党との和解を求めましたが、これは大変困難な作業でした。なぜなら、そもそも社会党の場合、急進化の中でマルクス主義を採用する、つまり社民ではなくなっていたので、社民結集を唱える場合、まず自らを社民化しなければならないという問題がありました。これについては、社会党は1986年に「新宣言」を採択し、何とかクリアするのですが、社会党のラディカリズムのもう一方の柱である護憲平和主義の放棄は困難を極めました。そもそも社会党から西尾派と河上派の一部が離脱して民社党を結成するきっかけとなったのは、日米安保条約の改定問題です。憲法に平和主義を文字通り実践しようとする社会党と、それを国際政治の現実を無視したものと批判する民社党では、安全保障に関して越えがたい溝がありました。結局1990年の湾岸戦争をきっかけに社会党の中では護憲平和主義の声が強くなってしまい、社民結集は挫折

します。

その後総評系労組幹部は社民結集をあきらめ、非自民反共産勢力の結集による新党結成へと動きます。それが1993年の細川8党派連立内閣につながります。こうした大きな枠組みを作りかえる中で、社会党と民社党は融和していく可能性を追求していこうとしたのです。しかしながら、この試みは長続きしませんでした。新保守勢力にヘゲモニーを握られた連立政権は、社会党抜きに新党を結成する動きを示します。これに反発した社会党は、仇敵自民党と手を組むこととなります。これによって非自民反連立による（社民ヘゲモニー下の）新党結成というプランも挫折します。

自社さ連立内閣では、社会党と民社党は与野党に分かれ、連合は股裂きの苦しみを味わうこととなります。そして皮肉にも、この自民党との連立で社会党委員長が首班となった結果、日本国首相として自衛隊、日米安保条約に反対することはできないと判断した当時の村山富市党首によって護憲平和主義は公式に放棄されます。護憲平和主義というのは、あくまでも反対政党の論理であり、政権に就いたとたん、それを放棄せざるえなくなる（実は細川政権でも実質的には社会党は護憲平和主義を凍結していました）、というのは当然といえば当然なのですが、既に社民結集も、非自民結集も失敗した後での護憲平和主義の公式的放棄は、社会党にとって何ら積極的な効果をもたらすものではありませんでした。護憲平和主義は、社会党にとって左右対立を超えたコンセンサスであり、バックボーンといってよいものであったのですが、これに代わる未来指向の政策や価値理念もなく、しかも非自民連立の枠組みを支持する勢力と自民党との連立を支持する勢力との間の亀裂が深まる中での護憲平和主義の放棄は、党としての凝集力の低下を意味しました。さらに悪いことには、非自民連立政権参加の際に合意し、やがて法制化された小選挙区比例代表並立制は、社会党が従来のように労組依存の選挙で勢力を維持することを著しく困難にしました。非自民結集が失敗したといっても、社会党としては新党を求めざるを得ない状況に追いこまれたわけです。

結局社会党は現状に止まることも、未来を切り拓く

戦略もなく、分裂してしまいます。そして現在連合は民主党を支持しています。しかし民主党は、保守や市民派のイニシアティブで生まれた政党であり、労組には距離を取ろうとしています。また当初、旧社会党系は民主党で過半数を占めていたのですが、現在では社会党系と民社党系をあわせても少数派です。つまり連合が求めてきた、労働の声を代表する統一的窓口としての役割を民主党が担えるとも思えないし、そもそも現在の執行部はそのようなことを求めておりません。

このように労働戦線統一は成功したけれども、その権力基盤は弱体化を続けており、政治的に見れば、自分たちの代表を失ってしまったのが、20世紀末の日本労働政治の現状であろうと思います。^{*6}

IV 脱フォーディズム、グローバル化と21世紀日本の労働政治

具体的な主体を見るとこのように大変暗いのですが、21世紀において労組の役割がますます限定されていくのかといえば、そうともいえないだろうと思います。世界的にみて確かに、現在組織労働については悲観論が蔓延しています。脱フォーディズムの時代に要請される柔軟な専門化は均質な半熟練労働者を生み出したフォーディズム的大量生産と異なり、組織化を促進しないとわれます。労働者の個人化が現在進行中です。そしてグローバル化の中で労働の資本蓄積上の戦略的重要性が低下したという指摘がある。つまり、現在では資本は、あまりに強い労働力がある場合、安価な労働力を国外に求めることが容易であるし、ケインズ主義の政策的効果も期待できない。そうすると生産過程においても消費過程においても、労働を取りこむことの意味はさほど重要ではないこととなります。

しかし私には、こうした傾向が不可逆的なものとは思えないのです。といいますか、国民経済の相対的な重要性の低下ということは認めるにしろ、生活空間、市民権といったものが、単線的に世界大に拡大するとは到底思えない。しかしこの問題は理論的に大きな問題ですので、ここでは深入りを避け、具体的に21世紀におけるわが国の労働政治の意義について語ることに

よって、本報告を閉じたいと思います。

企業主義が弱まり、貧富の格差が高まり、公的な社会保障も将来的に不透明であるという状態の中で、個人が個人として市場の波を乗り切ることが果して可能でしょうか。可能であるのはごく一部の成功者でしょう。大多数の者は、そこでは敗者になる運命にあります。過酷な市場の論理に個人が立ちむかうことの不可能性を知るとき、そこに団結の契機が生まれます。もちろんその団結の論理が、かつてのように産業主義の論理に基づくものである必要もないし、そうでない可能性のほうが強いと思います。仕事の質を考えれば、団結はむしろローカライズされると思われるからです。し

かしローカルな団結を繋ぐ争点や契機というものが存在する可能性は十分にあるのではないかと思います。^{*7}

また少子高齢化の中で、女性の労働市場参画とともに外国人労働力の輸入が増えざるを得ない。そのときに、労働市場における女性差別、外国人労働者差別の問題が深刻化するであろうことは、想像に難くありません。ジェンダーやマイノリティの権利保護の問題は、21世紀の労働政治において、中心的なテーマになるでしょう。つまり伝統的な再分配の問題から、新しい政治的争点にいたるまで、労働政治は関わっている、その意味で現実政治の上でも、また政治学的にも、労働政治は大変チャレンジングなテーマとなると考えています。

注

※1 Eduard Bernstein, *The Preconditions of Socialism* (New York: Cambridge University Press, 1993).
cf. Peter Gay, *The Dilemma of Democratic Socialism: Eduard Bernstein's Challenge to Marx* (New York: Columbia University Press, 1952).

※2 Seymour M. Lipset and Stein Rokkan eds., *Party Systems and Voter Alignments: Cross-national Perspectives* (New York: Free Press, 1967); Ralf Dahrendorf, *Class and Class Conflict in Industrial Society* (Stanford: Stanford University Press, 1959); Anthony Giddens, *The Class Structure of the Advanced Societies*, 2nd ed (London: Hutchinson, 1981).

※3 Seymour M. Lipset, *Political Man*, expanded and updated ed. (Baltimore: Johns Hopkins University, 1981); Daniel Bell, *The End of Ideology*, with a new afterword (Cambridge: Harvard University Press, 1988).

※4 フォーディズムについては、山田鋭夫『レギュレーション・アプローチ』(藤原書店、1991)など参照

※5 新川敏光『戦後日本政治と社会民主主義』(法律分画社、1999)

※6 同上

※7 新川敏光『階級政治論の再構成』小川浩三編『北大法学部ライブラリー6 複数の近代』(北海道大学図書刊行会、2000)